

別紙

「農人町合流幹線管渠外耐震実施設計委託業務（R7-1）」の最低制限価格の設定について

下記のとおり最低制限価格を設定する。

記

算定式

土木設計

直接人件費 + 直接経費 + その他原価 $\times 90/100$
+ 一般管理費等 $\times 50/100$

直接人件費 = 設計業務

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の6に満たない場合は、予定価格の10分の6、予定価格の10分の8.1を超える場合は、予定価格の10分の8.1の額とする。

建設工事（作業費）

直接工事費計 $\times 97/100$ + 共通仮設費計 $\times 90/100$ + 現場管理費 $\times 90/100$
+ 一般管理費等 $\times 68/100$

直接工事費計 = 直接作業費計

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8に満たない場合は、予定価格の10分の8、予定価格の10分の9.5を超える場合は、予定価格の10分の9.5の額とする。

※建設工事については、上記算定式より算出した額の千円未満の端数を切り捨てる。

参照：高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約制度」中、「**建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について（上下水道局 令和7年4月1日以降）**」と「**建設工事の最低制限価格の算定方法の改正について（上下水道局 令和4年4月8日以降）**」を参照のこと。